

事務連絡
令和6年5月24日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局総務課

薬局機能情報提供制度に基づく薬局の報告の徹底等について（依頼）

平素より、薬務行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬局機能情報提供制度に基づく薬局の報告については、令和6年1月5日から医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により報告することが可能となり、同年4月1日からは全国の薬局情報が医療情報ネットにおいて検索及び閲覧できるようになったところです。

しかしながら、令和6年5月23日時点での定期報告率は別紙のとおりとなっており、一部の薬局情報が医療情報ネットにより公表されていない状況にあります。各都道府県におかれましては、全ての薬局から適切に報告が行われるよう、未報告の薬局に対し、引き続き指導いただくようお願いいたします。

また、既に医療情報ネットにより公表されている薬局の情報についても、薬局開設の許可台帳や地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定台帳等によりご確認いただき、誤りが確認された場合は、随時報告により訂正するよう薬局への指導をお願いします。

医療情報ネットやG-MISに関するFAQは以下のとおり掲載しており、厚生労働省及びG-MIS事業者に寄せられた薬局機能情報報告に係る不具合等に関する対処方法について、今後も順次掲載しますので、参考にしてください。

<https://med-func.cloud.redmine.jp/projects/faq/issues>

なお、都道府県別の公表状況は、今後公表する可能性があることを申し添えます。

以上